

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 88 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「別表第2の左欄に掲げる」を「分任物品出納員を置く」に改め、「事業所等」の右に「として別に定めるもの」を加える。

第7条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条第1項中「分任物品出納員を置く室，課，事業所等は，別表第2左欄に掲げるとおりとし，当該室，課，事業所等」を「課等」に，「同表右欄に掲げるとおりとする」を「別に定める」に改める。

別表第2を削り，別表第1を別表とする。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

(会計室)